

高砂市役所ホールコンサート運営に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、高砂市役所ホールコンサート（以下「コンサート」という。）の適正な運営について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 コンサートは、その開催により高砂市役所を市民の身近な憩いの場とし、市民の文化教養の向上、福祉の増進に寄与するとともに、演奏家の発表及び育成の場を提供することを通じて文化交流の輪を広げ、文化芸術の振興を図ることを目的とする。

(開催日等)

第3条 コンサートの開催日は、原則として月1回、その日における市民ギャラリーの展示初日とし、コンサートの開催場所の使用時間（以下「使用時間」という。）は、正午から13時までとする。

2 使用時間には、コンサートの開催時間並びに楽器等の準備、搬入及び搬出に要する時間を含むものとする。

3 前項のコンサートの開催時間は、使用時間のうち12時10分から12時50分までとする。

(コンサートの開催場所及び範囲)

第4条 コンサートの開催場所は市役所分庁舎1階多目的スペースの一部とし、範囲は別紙のとおりとする。

(運営責任者の設置等)

第5条 コンサート開催時に運営責任者を置く。

2 運営責任者は、協働部次長をもって充てる。

3 運営責任者に事故あるときは、協働部文化振興課長がその職務を代理する。

(運営責任者の職務)

第6条 運営責任者は、次に掲げる職務を行う。

(1)コンサートの運営及び秩序維持に関すること。

(2)コンサートの開催場所の使用の承認を受ける個人又は団体（以下「ホール使用者」という。）の決定に関すること。

(3)コンサートの開催場所の清掃、衛生、消防及び防犯等についての庁舎管理者及びホール使用者との調整に関すること。

(4)その他コンサートの運営上必要な事項に関すること。

(使用の資格)

第7条 コンサートの開催場所を使用することができる者は、市内に住所若しくは勤務場所を有する者又は市内に事務所、事業所等を有する個人若しくは団体とし、出演枠に空きがある場合は、市外の個人又は団体も対象とする。

(使用の申込み)

第8条 コンサートの開催場所を使用しようとする者は、使用日の属する月（以下「使用月」という。）の3か月前となる月（以下「締切月」という。）の初日から末日までに、高砂市役所ホールコンサート使用申込書（別記様式）を運営責任者に提出しなければならない。

(使用の決定及び承認)

第9条 運営責任者は、前条の規定による申込みを受けた場合において、締切月の末日を経過した時点でその者以外に使用月に係る申込みをした者がいないときは、その者をホール使用者として決定し、コンサートの開催場所の使用を承認するものとする。ただし、同一年度内において当該者をホール使用者と決定するのは1回限りとする。

2 運営責任者は、前項に規定する時点において前条の規定による申込みが多数ある場合は、「運用マニュアル」による抽選によりホール使用者を決定し、コンサートの開催場所の使用を承認するものとする。

(使用の制限)

第10条 運営責任者は、前条の規定により承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、コンサートの開催場所の使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) コンサートの開催趣旨に反するとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (3) 政治活動、宗教活動又は営利活動を行うおそれがあると認められるとき。
- (4) 庁舎の形態を変化させる工作を施し、又は庁舎、設備、備品等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (5) 市の業務の執行に支障があるとき。
- (6) その他コンサートの運営上支障があると認められるとき。

(持ち込み道具の管理)

第11条 使用期間中の楽器等の管理は、ホール使用者の責任において行うものとする。

(原状回復義務)

第12条 ホール使用者は、その使用時間が満了したとき又は第10条の規定により使用の承認を取り消されたときは、楽器等を搬出し、コンサートの開催場所を速やかに原状に回復しなければならない。

(使用料等)

第13条 コンサートの開催場所の使用料は、無料とする。

2 演奏活動に係る出演料は、無償とする。

(免責事項)

第14条 市は、楽器等の破損、盗難その他いかなる事故が生じてもその責めを負わないものとする。

(補則)

第 15 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和 5 年 7 月 2 6 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 6 月 1 5 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別紙

